

浦安市宅地開発事業等に関する条例の改正理由等について

改正理由

事前協議等をしない事業者へ勧告等を行うことができる場合を明確にするとともに、事前協議又は周辺住民等への説明をしない事業者の勧告に従うべき旨の命令違反について、宅地開発事業等に着手した場合に係る命令に係るものに対し罰則を科すこととするため、所要の改正を行うものである。

改正の概要

今回の改正は次の通りです。

- 1 第40条第1号、第3号及び第4号中「しない」を「しないで許可申請等を行った場合又は宅地開発事業等に着手した」に改め、同条第7号中「しない」を「しないで協定の内容を変更した」に改める。
- 2 第47条中「第40条第3号」を「第40条第1号に係る勧告（宅地開発事業等に着手した場合にされたものに限る。）」、同条第2号に係る勧告、同条第4号に係る勧告（宅地開発事業等に着手した場合にされたものに限る。）及び同条第5号から第9号まで」に、「を除く」を「に限る」に改める。

附 則

この条例は、平成21年10月1日から施行する。